（印紙税法の一部改正）

第二十八条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「、国民健康保険法附則第十七条各号（支払基金の業務）に掲げる業務」を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十一の十の項の次に次のように加える。

七十一の十一	社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会	介護保険法による同法第百十五条の四十五第二項第七号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第三十条　介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十六条中「附則第十三条の七」を「附則第十三条の三」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第八条中医療法第六条の三第三項の改正規定を削る。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
防衛大臣　浜田　靖一

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十二号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（第六条）
第三章　脱炭素成長型経済構造移行債（第七条―第十条）
第四章　化石燃料賦課金及び特定事業者負担金
第一節　化石燃料賦課金（第十一条―第十四条）
第二節　特定事業者負担金（第十五条―第十九条）
第五章　脱炭素成長型経済構造移行推進機構
第一節　総則（第二十条―第二十六条）
第二節　設立（第二十七条―第三十二条）
第三節　運営委員会（第三十三条―第四十一条）
第四節　役員等（第四十二条―第五十三条）
第五節　業務（第五十四条―第五十九条）
第六節　財務及び会計（第六十条―第六十八条）
第七節　監督（第六十九条・第七十条）
第八節　雑則（第七十一条・第七十二条）
第六章　雑則（第七十三条―第七十五条）
第七章　罰則（第七十六条―第七十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組等が進められる中で、我が国における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料採取者等に対する賦課金の徴収及び特定事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、脱炭素成長型経済構造移行推進機構に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する支援等に関する業務を行わせるための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「脱炭素成長型経済構造」とは、産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造をいう。

2　この法律において「脱炭素成長型経済構造移行債」とは、第七条第一項の規定により政府が発行する公債をいう。

3　この法律において「原油等」とは、次に掲げるものをいう。

一　原油（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び歴青油をいう。）

二　石油製品（関税定率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品（外国から本邦に到着したものに限る。）をいう。）

三　ガス状炭化水素（関税定率法別表第二七・一一項に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素（採取されたもの又は外国から本邦に到着したものに限る。）をいう。）

四　石炭（関税定率法別表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの（採取されたもの又は外国から本邦に到着したものに限る。）をいう。）

4　この法律において「化石燃料採取者等」とは、原油等を採取し、又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。第十一条第一項及び第十二条第一号ニにおいて同じ。）から引き取る者をいう。

5　この法律において「特定事業者」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十五号に規定する発電事業者のうち、その発電事業（同項第十四号に規定する発電事業をいう。第十五条第一項において同じ。）に係る二酸化炭素の排出量が多い者として政令で定める者をいう。

6　この法律において「化石燃料賦課金」とは、第十一条第一項の規定により経済産業大臣が徴収する金銭をいい、「特定事業者負担金」とは、第十六条第一項の規定により経済産業大臣が徴収する金銭をいう。

（基本理念）

第三条　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行は、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第八条第一項に規定する地球温暖化対策計画その他のエネルギーの需給等に関する施策との整合性、中長期的なエネルギーに係る負担の抑制及び公正な移行の観点も踏まえつつ、国及び事業者の相互の密接な連携の下に、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として、行われなければならない。